



岐阜労働局発表
平成25年2月28日（木）

担 当	岐阜労働局 職業安定部	
	求職者支援室長	松岡 章
	求職者支援係長	石田 孝
	電話	058-245-1266
	FAX	058-245-3105

希望の職業に就くために訓練を通じ知識や技能を習得し、就職を目指す方を応援します！

「求職者支援訓練」のお知らせ！
3月～6月開講の募集をしています。
介護福祉分野 3コース 医療事務分野 1コース
営業・販売・事務分野 2コース デザイン分野 4コース など

【岐阜県内で開催する訓練について】

- 現在受講者を募集中の求職者支援訓練コースは別添のとおりです。
- 岐阜労働局ホームページに掲載しています。
(岐阜労働局HPアドレス <http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)
- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページから認定コース情報の検索ができます。
(HPアドレス <http://nintei.jeed.or.jp/kyushokushien/search/>)
- 各ハローワークで案内リーフレットを配布しています。

【求職者支援制度とは】

- 職業訓練によるスキルアップで早期就職をしていただく制度です。
 - ① 「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を無料で受講できます。
 - ② 訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが就職支援を行います。
 - ③ 一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給しますので、安心して訓練を受けていただけます。

【訓練の対象者は】

- ① ハローワークに求職申し込みをしている方
- ② 労働の意思と能力のある方
- ③ 1年以内に、求職者支援訓練・基金訓練・公共職業訓練を受講していない方
- ④ 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めた方

※ 雇用保険受給者の方が求職者支援訓練を希望される場合、選考試験においては雇用保険を受給できない方が優先されます。